

【6】宮崎大学教育学部転学部に関する申合せ

教授会決定
平成28年3月20日

(趣旨)

- 1 転学部が許可された学生（以下「転学部生」という。）の受入年次及び特定の科目の履修について必要な事項を申し合わせる。ただし、年次の定義は「宮崎大学教育学部転学部に関する選考内規」第9条による。

(基本方針)

- 2 転学部生の所属・受講条件（カリキュラム）等については当該学生の入学年度の学生便覧に基づく。

(受入年次)

- 3 転学部生が属することになる、コース及び専攻に属する教員は転学部生が最短期間で卒業が可能となるように既定の授業時間割の下で授業計画を作成し、この授業計画に基づき、「宮崎大学教育学部転学部に関する選考内規」のもとで教務委員会は転学部生の受入年次を決定する。ただし、隔年開講等の授業科目については4の(2)による。

(受講科目)

- 4 (1)介護体験の証明書を得ている転学部生は、定められた手続きののち「介護体験」の単位を認定する。
(2)必ずしも毎年開講されていない授業科目については、転学部生が順調に卒業できるように開講年度を可能な限り調整する。ただし、キャンパスガイド（学生便覧）で開講年度があらかじめ規定されている隔年開講等の授業科目は、原則として調整の対象としない。

附則

この申合せは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。